

龍郷町教育委員会では町内の小・中学校に在学する児童生徒の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下、「JSC」といいます。)と災害共済給付契約を結んでいます。

JSC の災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その治療費等の給付を保護者の皆様に対して行う制度で、加入に際しては、保護者の皆様の同意の下に、児童生徒の名簿を提出することになっています。加入は任意ですが、加入について同意する若しくは同意しないの意思を確認する必要がありますので、別紙の加入意思確認書兼同意書に必要事項をご記入の上、学校へ提出してください。

また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムにより行われますが、個人情報の取扱いには十分留意いたしますので、ご了承ください。

なお、給付内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められており、令和4年3月1日現在、その主な内容は以下のとおりです。

■ 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

※障害見舞金及び死亡見舞金の給付金額は、令和元年度から改定しています。

Table with 3 columns: 災害の種類, 災害の範囲, 給付金額. Rows include 負傷, 疾病, 障害, and 死亡 (with sub-categories like 突然死).

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合 (保育所等における保育中を含む。)
② 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
③ 休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合
④ 通常の経路及び方法により通学(園)する場合

■ 給付に関する注意事項(抜粋)

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長 10 年間行われます。
② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から 2 年間行わないときは、時効によって消滅します。
③ 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
④ 他の法令の規定による給付等(子ども子育て応援課が実施している子ども医療費助成制度など)を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。

龍郷町については本制度の給付対象の災害の場合、本制度の給付が優先されます。

- ⑤ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。

■ 共済掛金(年額)

保護者負担額 460 円(龍郷町教育委員会負担額 475 円) ※負担金額は年額です。

※要保護並びに準要保護の児童(生徒)の保護者負担額は免除いたします。

※令和3年度までは、共済掛金について法令として整備していなかったため、共済掛金の全額を龍郷町教育委員会が負担しておりましたが、本制度が国、学校の設置者、保護者による互助制度の本旨から、令和4年度からは保護者からもご負担をいただくこととなりましたので、ご理解とご協力をお願いします。

掛金は各学校のPTA会費等と一緒に集金されると思いますが、お釣りのないように納付いただきますよう、ご協力をよろしくお願ひします。徴収の詳細については、各学校へご確認ください。



町ホームページにも掲載しております

